

地域計画

策定年月日	令和6年6月13日
更新年月日	令和8年8月17日 (第1回)
目標年度	令和13年度
市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	河辺地区 (河辺)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	45.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	45.9 ha
② 田の面積	45.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、大規模な担い手が存在せず、地区内の担い手が2者(法人2者、うち1者は園芸のみ)のみであり、地区外の認定農業者5者(個人2名、法人3者)が入作として農地を借り受け耕作を担っている。また、多様な担い手として小規模農家が耕作継続していることで、地区内の農地を守っているのが現状である。今後、地区外の担い手が営農継続が不可能になった場合やリタイヤされた場合、地区内の担い手が病気や怪我等の事情で営農継続が困難になった場合などの対策が必要である。さらに、今後は、耕作者の高齢化や後継者不足により規模縮小やリタイヤが増える恐れがある。

また、地区内の水田は、ほ場整備後50年以上経過しており、経年劣化が激しく、点検の上、計画的な修繕・改修が必要となる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻を主要作物とするが、地区内では、概ね土地利用型作物による栽培体系を確立しているため、この栽培体系が継続されるよう努める。

・また、一部の担い手により飼料用とうもろこしが栽培されており耕畜連携が図られていることから、地権者や地域の理解を得ながら耕作を継続していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けによる地区内の担い手への農地の集積・集約化を基本とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	85.6	%	将来の目標とする集積率
			85.6 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手への集積・集約化により団地数の維持又は減少、団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
当地区では、既に担い手への集約化を進めていることから、今後、耕作者が離農される際は、原則として、隣接農地の耕作者が借り受けることで、円滑に農地の集積・集約化を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
耕作者の離農が生じた際は、原則として地権者は農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組
農作業の効率化を図るため、地権者の同意が得られる範囲での畦畔除去について検討する。 また、点検・見回り等を行い、必要に応じて修繕・改修を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
現在、当地区内で耕作している担い手への集積を中心とするが、担い手が病気や怪我等によるリタイヤにより営農継続が困難となった場合、新たに地区外の担い手の確保等を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。				
⑦地区内の農道・水路等の施設について、水路清掃、農道草刈り等の共同作業は地域の地権者全員が行い、地区外の担い手は作業に参加しないこととしているが、今後、地権者の高齢化に伴い共同作業に出る人が減少傾向であるため、維持管理手法についても検討・協議していく。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	担い手A	水稻、小麦、とうもろこし	19.7 ha	ha	水稻、小麦、とうもろこし	19.7 ha	ha	A	地区外
認農	担い手B	水稻、小麦、大豆	10.7 ha	ha	水稻、小麦、大豆	10.7 ha	ha	B	地区外
認農	担い手C	水稻	2.5 ha	ha	水稻	2.5 ha	ha	C	地区外
認農	担い手D	水稻	2.5 ha	ha	水稻	2.5 ha	ha	D	地区内
認農	担い手E	水稻、小麦	2.4 ha	ha	水稻、小麦	2.4 ha	ha	E	地区外
認農	担い手F	水稻	0.8 ha	ha	水稻	0.8 ha	ha	F	地区外
認農	担い手G	花卉	0.7 ha	ha	花卉	0.7 ha	ha	G	地区内
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	7経営体		39.3 ha	0 ha		39.3 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 目標地図(別添のとおり)